

臨時的任用教員等採用志願票

平成 年 月 日現在

ふりがな		性別	生 年 月 日	年齢	写 真 貼 付 5 cm × 4 cmで上半身を撮影したもの (裏面に氏名を記入) 撮影年月日 平成 年 月
氏 名			年 月 日	歳	
希望職種					
現住所	〒 — Tel () —				
連絡先	〒 — Tel () —				
学 歴 ・ 職 歴					
自 . .	高等学校				
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
自 . .					
至 . .					
免 許 ・ 資 格 (教 員 免 許 状 等)					
種類	授与年月日	授与権者	有効期間満了日又は修了確認期限		
		
		
		
		
		
免許外担当可能な教科		担当可能な部活動		ピアノ演奏 (小学校志願者のみ)	可 ・ 否
健康状態			勤務希望地		

(注) 1. 「希望職種」欄には、例えば、第1希望 中学校理科 常勤講師 第2希望 小学校 常勤講師というように希望順にその内容を記入すること。養護助教諭については、希望校種の順位を記入すること。
 2. 高等学校からの学歴・職歴について、順序をおってもれなく記入すること。
 3. 職歴等は、給料を決定する際に必要な資料となるので、記入もれ等のないように正確に記入すること。
 ①任用期間 ②正規・非正規 ③非正規の場合、常勤・非常勤 ④職種 ⑤在家庭の期間は「在家庭」とする

教育職員免許状の有効期間及び修了確認期限について

旧免許状用

1 <免許更新1巡目> 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状）を所有する者

免許状所有者の区分	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
昭和29年度以前生まれ (昭和30年4月1日以前の生まれ)	免許更新手続き不要な生涯有効な免許状 (ただし、※2に該当する者は免許更新手続きが必要です。)	
昭和30, 40, 50年度生まれ	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日
昭和31, 41, 51年度生まれ	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日
昭和32, 42, 52年度生まれ	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日
昭和33, 43, 53年度生まれ	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日
昭和34, 44, 54年度生まれ	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日
昭和35, 45, 55年度生まれ	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
昭和36, 46, 56年度生まれ	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
昭和37, 47, 57年度生まれ	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
昭和38, 48, 58年度生まれ	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日
昭和39, 49年度生まれ, 昭和59年度以降生まれ	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日

※1 この表において年度とは4月2日から翌年4月1日までをいいます。

※2 平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所有する者の最初の修了確認期限は下記2によります。

2 <免許更新1巡目> 旧免許状（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状）を所有する者

栄養教諭免許状の授与日	最初の修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日
平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日
平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日
平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日

3 <免許更新1巡目> 上記1又は2の区分で免許更新手続きをしなかった者

※ 現在、所有する免許状は失効又は有効ではない状態（休眠状態）となっています。
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。また休眠状態の場合は、更新講習受講のうえ免許更新手続きが必要です。
なお、失効した場合に再度授与される免許状は、新免許状です（新免許状の区分1です。）。

4 <<免許更新2巡目以降>> 旧免許状を所有する全ての者

※ 免許更新2巡目以降は上記の1、2及び3の区分はありません。全ての者が以下のとおりです。

免許状所有者の区分	修了確認期限	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	修了確認期限の26月前から2月前

新免許状用

1 <免許更新1巡目> 新免許状（平成21年3月31日以前に授与された免許状を所有しない者に対して平成21年4月1日以降に授与される免許状）を所有する者

- ※1 新免許状には「有効期間の満了の日（免許状の授与に必要な学位と単位を満たしてから10年後の年度末）」が記載されています。
- ※2 新免許状を複数有する場合の「有効期間の満了の日」は、それらの新免許状の「有効期間の満了の日」のうち最も遅い日です。
- ※3 「有効期間の満了の日」は、一人に一つしかありません。

(例1) 同じ「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

- 幼稚園教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 平成31年3月31日
- 小学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 平成31年3月31日

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、平成31年3月31日です。

(例2) 異なる「有効期間の満了の日」の新免許状を有する場合

- 中学校教諭一種免許状（有効期間の満了の日） 平成30年3月31日
- 中学校教諭専修免許状（有効期間の満了の日） 平成32年3月31日
- 小学校教諭二種免許状（有効期間の満了の日） 平成35年3月31日

この場合、全ての新免許状の有効期間の満了の日は、平成35年3月31日です。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許状に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前

2 <免許更新1巡目> 上記1の区分で免許更新手続きをしなかった者

- ※ 現在、所有する免許状は失効しています。
失効した場合は、更新講習受講のうえ再度の免許申請が必要です。再度授与された新免許状も上記1の区分です。

3 <<免許更新2巡目以降>> 上記1の区分で免許更新手続きをした者

- ※ 免許更新2巡目以降は、以下のとおりです。

免許状所有者の区分	有効期間の満了の日	更新講習受講・免許更新手続き期間
全ての者	免許更新手続きで交付された証明書に記載	有効期間の満了の日の26月前から2月前